



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年8月3日(金) 第9622号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則(健康福祉課)	2
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	7
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)	7
○第47回(平成30年度)採石業務管理者試験の実施(砂防課)	7
○平成30年度砂利採取業務主任者試験の実施(同)	8
○都市計画道路変更の県原案(都市計画課)	9
○公聴会の開催(同)	10
○都市計画道路変更の県原案(同)	11
○公聴会の開催(同)	11
○都市計画道路変更の県原案(同)	12
○公聴会の開催(同)	12
○都市計画区域区分変更の県原案(同)	13
○公聴会の開催(同)	14
○構造計算適合性判定業務の委任(建築課)	14
○開発工事の完了(同)	16
落 札	
○落札者等の決定(群馬産業技術センター)	16

■ 規則

群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月三日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第五十三号

群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

群馬県生活保護法施行細則(昭和二十八年群馬県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を第二十四条とする。

第二十条中「様式第五十一号」を「別記様式第五十四号」に改め、同条を第二十三条とし、第十九条の次に次の三条を加える。

(進学準備給付金申請書)

第二十条 省令第十八条の九第一項の規定による進学準備給付金の支給の申請は、別記様式第五十一号によるものとする。

(進学準備給付金決定調書)

第二十一条 法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調書は、別記様式第五十二号によるものとする。

(進学準備給付金決定通知書)

第二十二条 法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給するときは、別記様式第五十三号により通知するものとする。

別記様式第五十一号中「~~進学準備給付金~~」を「~~進学準備給付金~~」に改め、同様式を別記様式第五十四号とし、別記様式第五十号の次に次の三様式を加える。

別記様式第51号(規格A4)(第20条関係)

年 月 日

進学準備給付金申請書

福祉事務所長 あて

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者)

氏名 印

下記のとおり、進学準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
 居住(予定)地 _____
- 5 必要書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先(大学等に進学する者の口座に限ります。)
 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 (該当する金融機関の種類に○をしてください。)
 支店名 _____ 支店(ゆうちょ銀行除く)
 記号

--	--	--	--	--

 支店(ゆうちょ銀行のみ記載)
 預金種類 普通預金 当座預金
 (該当する□にチェックを入れてください。)
 口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)
 (カナ)
 口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

別記様式第52号(規格A4)(第21条関係)

進学準備給付金決定調書											
地区名	ケース番号	世帯主氏名				支払場所	異動内容		適用年月日		
申請受理簿		番号 登録簿	金品 支給台帳		世帯 類型	労働力 類型		訪問 頻度			
決 裁	所 長	課 長	次 長	係 長	係 員	決裁年月日		施行年月日		起案	年 月 日
										担当員	
進学準備給付金決定伺 調書のとおり決定し例文により通知してよいでしょうか。											
決定理由・通知案											
進学準備給付金決定欄 支給額 円 (進学先) (進学後の居住先)											
不支給の理由											
進学準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法											

別記様式第53号(規格A4)(第22条関係)

町村名

第 号
年 月 日

様

福祉事務所長 印

進学準備給付金支給(不支給)決定通知書

生活保護法による進学準備給付金を下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給の可否

- 支給
 不支給

2 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法

支給額 円
支給日 年 月 日
支給方法

3 不支給の場合、その理由

4 この決定通知が申請受理後14日を経過した理由

5 付記

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に群馬県知事に対し審査請求をすることができます(決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます(裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に同法第43条第3項の規定による通知を受けた場合にあつては、70日)を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県生活保護法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県生活保護法施行細則(以下「改正後の規則」という。)の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	海老瀬下五箇線	邑楽郡板倉町大字海老瀬字北7453番の1地先から同郡同町大字下五箇字上五箇1801番の2地先まで	前	7.3～51.9 6.5～64.0	6075.6 2834.0
			後	7.3～51.9	6075.6

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年7月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人しあわせの青い鳥
- 3 代表者の氏名 小山内真弓
- 4 主たる事務所の所在地 太田市新井町516番地10
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、生活弱者、母子家庭をはじめとする地域のすべての人に対して、マルシェ、ライブ、カウンセリング、フードバンクに関する事業を行い、暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第47回（平成30年度）採石業務管理者試験を次のとおり行う。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）
- 3 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（5問の必須問題及び10問から5問を選択して解答する選択問題）とする。
- 4 試験の日時 平成30年10月12日（金）午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）昭和庁舎35会議室
- 6 受験願書の請求
- (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に請求すること。
- (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号）又は県内各土木事務所宛て請求すること。
- 7 受験手続
- (1) 申込書類 受験願書（所定の用紙に自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に62円分の切手を貼ること。）及び写真（受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもの）
- (2) 受験手数料 8,000円分の群馬県収入証紙又は払込書により納付すること（払込書による納付の場合は、平成30年9月18日（火）までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。）。
- 8 受験願書の提出
- (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。
- (2) 受付期間 平成30年9月10日（月）から同月28日（金）まで
- (3) 郵送する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書きし、平成30年9月28日（金）までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。
- 9 合格者の発表日等 合格者の発表は、平成30年11月2日（金）午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページ及び群馬県庁2階県民センター前掲示板に掲示することにより行うこととし、合格者には、合格証を郵送により交付する。
- 10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）に行うこと。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成30年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
- (1) 砂利の採取に関する法令事項

- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 出題形式 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（7問の必須問題及び8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。
- 4 試験の日時 平成30年11月9日（金）午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）10階101会議室
- 6 受験願書の請求
- (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課又は県内各土木事務所に請求すること。
- (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号）又は各県内土木事務所宛て請求すること。
- 7 受験手続
- (1) 申込書類 受験願書（所定の用紙に自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に62円分の切手を貼ること。）及び写真（受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもの）
- (2) 受験手数料 8,000円分の群馬県収入証紙又は払込書により納付すること（払込書による納付の場合は、平成30年10月16日（火）までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。）。
- 8 受験願書の提出
- (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。
- (2) 受験願書の受付期間は、平成30年10月9日（火）から同月26日（金）までとする。
- (3) 郵送する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、平成30年10月26日（金）までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。
- 9 合格者の発表日等 合格者の発表は、平成30年11月30日（金）午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページ及び県庁2階県民センター前掲示板に掲示することにより行うこととし、合格者には、合格証を郵送により交付する。
- 10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）に行うこと。

高崎都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

都市計画道路中3・3・59号中央幹線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	

幹線街路	3・3・5 9	中央幹線	高崎市塚田町字中原	高崎市保渡田町字阿弥陀	高崎市引間町字松葉	約5,020m	地表式	4車線	25m	JR上越新幹線と立体交差 幹線街路と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所
------	------------	------	-----------	-------------	-----------	---------	-----	-----	-----	---

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、高崎都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正明

- 開催期日及び場所 平成30年8月28日（火）午後2時から 高崎市群馬福祉会館
- 作成しようとする都市計画の案 高崎都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部高崎土木事務所、高崎市都市整備部都市計画課及び高崎市群馬支所建設課において、平成30年8月3日（金）から同月17日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成30年8月17日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656

別記様式

高崎都市計画道路（3・3・59号中央幹線）の変更に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事 大澤 正明 あて		
平成30年8月3日付け群馬県報に登載された高崎都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
1	公述申出人	住所 氏名
		電話番号 職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）	
3	意見の要旨（別紙のとおり）	

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

箕郷都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正明

都市計画道路中3・5・11号箕郷幹線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・1	箕郷幹線	高崎市箕郷町下芝字大杉	高崎市箕郷町白川字鴨上	高崎市箕郷町下芝字東龍ノ宮	約2,760m	地表式	2車線	15m	北陸新幹線鉄道と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	
	車線数の内訳		2車線			約1,790m					
			4車線			約970m					

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、箕郷都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正明

- 開催期日及び場所 平成30年8月28日（火）午後2時から 高崎市群馬福祉会館
 - 作成しようとする都市計画の案 箕郷都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部高崎土木事務所、高崎市都市整備部都市計画課及び高崎市群馬支所建設課において、平成30年8月3日（金）から同月17日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
 - 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成30年8月17日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
 - 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
 - その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
 - 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656
- 別記様式

箕郷都市計画道路（3・5・11号箕郷幹線）の変更に関する公述申出書 群馬県知事 大澤 正明 あて	年 月 日
---	-------

平成30年8月3日付け群馬県報に登載された箕郷都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

- 1 公述申出人 住所 電話番号
氏名 印 年齢 職業
- 2 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）
- 3 意見の要旨（別紙のとおり）

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

太田都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

都市計画道路中3・3・7号太田妻沼線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・7	太田妻沼線	太田市東本町	太田市古戸町	太田市飯田町	約 6,800m	地表式	4車線	22m	東武鉄道伊勢崎線と立体交差 幹線街路東毛幹線と立体交差 幹線街路と平面交差15箇所	
	3・5・20	矢場古戸線	太田市矢場町	太田市古戸町	太田市龍舞町	約 10,170 m	地表式	2車線	15m	東武鉄道小泉線と立体交差 幹線街路東毛幹線と立体交差 幹線街路と平面交差11箇所	

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、太田都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 開催期日及び場所 平成30年8月28日（火）午前10時から 群馬県太田合同庁舎会議用庁舎202会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 太田都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土

整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所及び太田市都市政策部都市計画課において、平成30年8月3日（金）から同月17日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。

- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成30年8月17日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。

- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所、太田市都市政策部都市計画課及び公聴会開催予定の場所に掲示する。

- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

太田都市計画道路の変更（3・3・7号太田妻沼線ほか1路線の変更）に関する公述申出書				年	月	日
群馬県知事 大澤 正明 あて						
平成30年8月3日付け群馬県報に登載された太田都市計画道路の変更（3・3・7号太田妻沼線ほか1路線の変更）に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。						
1	公述申出人	住所		電話番号		
		氏名	印	年齢	職業	
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）					
3	意見の要旨（別紙のとおり）					

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

館林都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正明

館林都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。
明和入ヶ谷南工業団地地区 面積約14.7ha 邑楽郡明和町入ヶ谷及び矢島の各一部
- 2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
	都市計画区域内人口		483.2千人
市街化区域内人口		341.9千人	※ おおむね324.1千人

	配分する人口	—	おおむね325.8千人
--	--------	---	-------------

※ 平成32年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口を想定しない。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、館林都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 開催期日及び場所 平成30年8月28日（火）午後2時から 明和町役場第6会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 館林都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所及び明和町都市建設課において、平成30年8月3日（金）から同月17日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成30年8月17日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、明和町都市建設課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

館林都市計画区域区分の変更（明和入ヶ谷南工業団地地区）に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事 大澤 正明 あて		
平成30年8月3日付け群馬県報に登載された館林都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
1	公述申出人	住所 氏名
		電話番号 職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）	
3	意見の要旨（別紙のとおり）	

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定業務の委任をしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり公示する。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

委任番号	機関の名称	機関の住所	業務を行う事務所の所在地	業務開始日	業務区域	委任する判定業務
第2号	株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿1丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階	東京都新宿区新宿1丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階 宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室 群馬県高崎市八島町262番地 内藤ビル2階 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階 千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階 神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号 日総第8ビル8階 長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階 愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 久屋パークビル7階 三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階 島根県松江市中原町6番地 岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 成広ビル2階 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階 愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 ミツネビルディング601号室 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階	平成30年7月30日	群馬県全域	群馬県指定構造計算適合性判定機関委任要綱第3条第1項各号の業務

			佐賀県佐賀市駅前中央1丁目 9番38号 SONIC佐賀 駅前ビル704号室			
			長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階			
			鹿児島県鹿児島市西千石町1 1番21号 鹿児島MSビル 2階B号室			
			沖縄県浦添市牧港5丁目6番 8号 沖縄県建設会館4階			

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成30年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	渋川市渋川字上平3575-11、3576-3、 3576-27、3576-28、3576-30	渋川市渋川3668番地の4 社会福祉法人三愛荘 理事長 町田久
2	佐波郡玉村町大字樋越101-9、101-12	佐波郡玉村町大字樋越198番地4 鈴木ハイ ツA棟201号室 佐藤公春
3	佐波郡玉村町大字樋越101-3	佐波郡玉村町大字板井1169番地33 戸澤健二、戸澤愛
4	邑楽郡邑楽町大字中野字横町4617-1、461 7-7、4617-11、4617-12、461 8-4、4618-5	邑楽郡邑楽町大字中野4618番地 川島俊美
5	邑楽郡明和町大佐貫197-1	邑楽郡明和町大佐貫196番地 坪山裕樹、坪山由加

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

平成30年8月3日

群馬県立群馬産業技術センター所長 鈴木 崇

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 飛行時間型二次イオン質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立群馬産業技術センター総務係 群馬県前橋市亀里町884-1

- 3 落札者を決定した日 平成30年7月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 三益半導体工業株式会社 群馬県高崎市保渡田町2174-1
- 5 落札金額 97,934,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年6月5日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
